

# 今こそ国会が決めるとき — 臨時国会で再審法改正の実現を —

## 「再審法改正案」が衆議院に提出されました！

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第217回国会衆法第61号）

### 改正案の 4つのポイント

「再審制度によって冤（えん）罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点から」ただちに改正が必要とされるもの

#### 1 再審における証拠開示※

証拠開示が  
「権利」に

裁判のやり直しをするかどうかを決める手続（再審請求手続）の中で、捜査機関の手元にある証拠や証拠リストを見せる（開示する）よう請求できる。

隠された「無実の証拠」の入手が可能に

#### 2 検察官抗告の禁止

再審開始決定後、  
直ちに再審公判へ

裁判のやり直しを命じる裁判所の判断（再審開始決定）に対して、検察官が不服申立てをすること（検察官抗告）はできず、直ちにやり直しの裁判（再審公判）が行われる。

再審請求手続に要する期間が短縮

#### 3 裁判官の除斥・忌避

先入観を持った  
裁判官を除外

過去の審理に関与した裁判官は、その事件の再審の手続に関与できなくなる。

予断を排除して、公平な裁判を実現

#### 4 期日の指定

手続の進行を担保

裁判所は、裁判の日程（期日）を指定することができる。

予定が決まることで、手続が円滑に進行

※ 再審請求準備のための証拠開示や、証拠開示の前提となる証拠の整理・保存のあり方は、施行後3年を目処に検討

このような法律ができれば、えん罪被害者の速やかな救済が可能に！

# 法制審議会だけに任せておくことはできない！

01

## 組織・運営上の問題点

検察官と密接な関係を有する法務省が事務局を務める

中立・公平な議事運営がなされるのか？

02

## 審議の実態から 見えてきた問題点

再審法改正の目的は「えん罪被害者の速やかな救済」なのに…

議論の中身はそれから遠ざかる内容

### 立法事実の把握が不十分

えん罪被害者からの  
ヒアリングはわずか2事件。  
時間にして1時間。  
えん罪原因の検証もしない。

### 意見の対立が鮮明に

抜本的な改正vs最小限の改正

- ・証拠開示の範囲を限定する意見
- ・検察官抗告禁止への消極的な意見

### 検討すべき論点が多い

法制審議会において  
示された論点は14項目も。  
内容も多岐にわたる。

十分な議論が必要！

拙速な取りまとめは骨抜き**の改正**になる恐れ

「あるべき再審法改正の方向性」は  
国会が示すべき！

法制審議会は、それを踏まえて  
積み残された課題の審議を